

改正後(23種類)

特例対象資産	取得時期等	課税標準の特例率	減額期間	備考
污水处理または廃液処理施設	平成26年4月1日から平成30年3月31日まで	1/3	減額期間の限定なし	
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	平成26年4月1日から平成30年3月31日まで	1/2	減額期間の限定なし	
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	平成26年4月1日から平成30年3月31日まで	1/2	減額期間の限定なし	
下水道除害施設	平成24年4月1日から平成30年3月31日まで	3/4	減額期間の限定なし	
雨水貯留浸透施設	平成24年4月1日から平成30年3月31日まで	2/3	減額期間の限定なし	
都市再生特別措置法の認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで	3/5	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度	
都市再生特別措置法の認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度	
管理協定が締結された津波避難施設の用に供する家屋	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度	
管理協定が締結された津波避難施設の用に供する償却資産	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度	
浸水防止用設備	平成26年4月1日から平成32年3月31日まで	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度	
サービス付き高齢者向け住宅	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度	
津波対策の用に供する償却資産	平成28年4月1日から平成32年3月31日まで	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から4年度	
太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	
風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	
水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	
地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	
バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	平成28年4月1日から2年間	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度	
都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで	4/5	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度	
家庭的保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産)	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	1/2	減額期間の限定なし(平成30年度課税分から適用)	
居宅訪問型保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産)	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	1/2	減額期間の限定なし(平成30年度課税分から適用)	
事業所内保育事業の用に直接供する固定資産(家屋・償却資産)	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	1/2	減額期間の限定なし(平成30年度課税分から適用)	
企業主導型保育事業に供する固定資産	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	1/2	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度(平成30年度から適用)	
民間事業者が設置・管理する市民緑地に供する固定資産(土地)	平成29年6月15日から平成31年3月31日まで	2/3	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度(平成30年度から適用)	追加

